

令和8年度 車輪脱落事故防止対策助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、交通事故防止対策の一環として、事業用トラックの車輪脱落事故を防止するため、車輪脱落事故防止対策機器を購入する青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に、その費用の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、300,000円とする。

(助成額)

第3条 助成額は、下記のとおりとする。

導入費用の2分の1 1者につき上限25,000円（千円未満切捨）

2 導入費用に消費税は含まない。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、青ト協の助成金は交付しない。

(助成対象)

第4条 ホイールナットインジケーター、ホイールナットゆるみ防止機器、トルクレンチ校正器等、その他青ト協が車輪脱落事故防止に効果があると認める機器とする。

(対象期間)

第5条 令和8年4月1日から令和9年2月末日まで

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、第5条に定める期日までに様式1「車輪脱落事故防止対策助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければならない。

(助成金交付)

第7条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第8条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。